

コンプライアンス

当社は「行動指針」において「法令遵守と社会の良識に則り行動する」ことを宣言し、コンプライアンスはCSR経営の基盤と考え、従業員の教育や意識啓発などを中心に取り組んでいます。

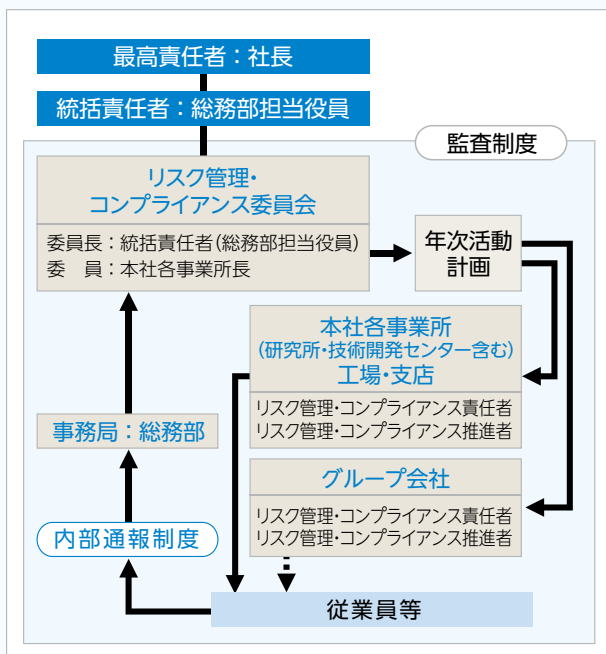
コンプライアンス基本方針

2005年3月に「コンプライアンス基本方針」を公表し、併せて「コンプライアンス規程」を制定しました。当社の「コンプライアンス」の定義は、狭義の法令遵守にとどまらず、法令の背景にある社会通念やグループ経営理念、当社行動指針、社内諸規定の遵守を含むものとなっています。

コンプライアンス基本方針(要旨)

- 経営理念、行動指針、社会規範の遵守
- 社内諸制度・規程の整備と周知徹底
- グループ各社の連携と教育・啓発活動推進
- 問題発生時の適切な対応と施策打ち出し
- 必要な情報の適時・適切な開示とコミュニケーション
- 国際基準・ルール遵守と現地文化・習慣尊重
- 反社会的勢力・団体の不正・不当な要求拒否

■コンプライアンス推進体制図



コンプライアンス推進活動

「リスク管理・コンプライアンス委員会」のもと、リスク管理とコンプライアンスの一体的な推進活動を展開しています。コンプライアンス意識の浸透を図るため、各種階層別研修やグループ会社トップ層向けCSR研修などを実施し教育啓発に取り組んでいます。

また、他社事例を用いた研修用教材等を作成し、事業所巡回研修やグループ会社推進者研修に使用しています。

●グループ法務懇談会

企業経営に関わる重要な法律への理解を深め、当社グループのコンプライアンス体制整備の一助とするため、法令改正への対応などを中心とした法務情報を共有する場として、グループ会社の経営層・法務担当者による懇談会を2005年度から開催しています。2009年度は以下のテーマで行ないました。

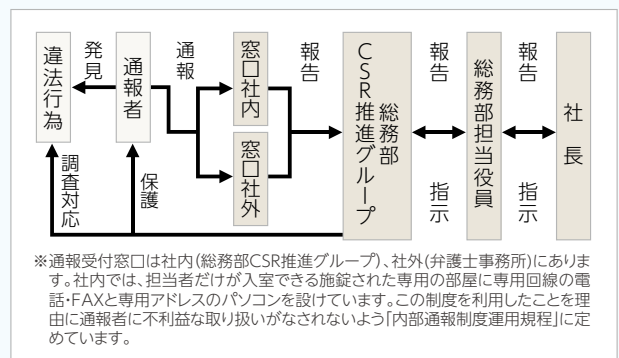
■2009年度グループ法務懇談会開催実績

	開催日	参加人数	テーマ
第12回	2009年10月30日	90社 96名	・借地・借家の法律 ・実践! 借地・借家
第13回	2010年2月10日	91社 100名	・独占禁止法改正のポイント ・独占禁止法のあらまし(その1)

●内部通報制度

公益通報者保護法の制定に基づき2005年8月より「コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

■内部通報制度



※通報受付窓口は社内(総務部CSR推進グループ)、社外(弁護士事務所)にあります。社内では、担当者だけが入室できる施設された専用の部屋に専用回線の電話・FAXと専用アドレスのパソコンを設けています。この制度を利用したことを理由に通報者に不利益な取り扱いがなされないよう「内部通報制度運用規程」に定めています。